

緩和医療専門薬剤師制度の今後の進め方について

一般社団法人 日本緩和医療薬学会

代表理事 塩川 満

専門・認定制度委員会委員長 岡本 禎晃

教育研修委員会委員長 中川 貴之

日本緩和医療薬学会（本会）は、緩和医療に携わる職種の方々の緩和薬物療法に関する知識と技術の向上ならびにがん医療の均てん化に対応できる薬剤師の育成を目指して、平成 21 年度に「緩和薬物療法認定薬剤師制度」を設立しました。同年度より薬物療法に貢献できる知識・技術・態度を有する薬剤師を緩和薬物療法認定薬剤師として認定しており、2020 年 3 月現在 712 名の薬剤師が認定されています。

本会では、この認定薬剤師の上位資格として、特に卓越した臨床能力を備え、より質の高い緩和医療の実践に貢献できる薬剤師を認定する「緩和医療専門薬剤師制度」を設立しました。

以下の図 1 に制度と資格の概略、図 2 に求められる資質についてお示しします。

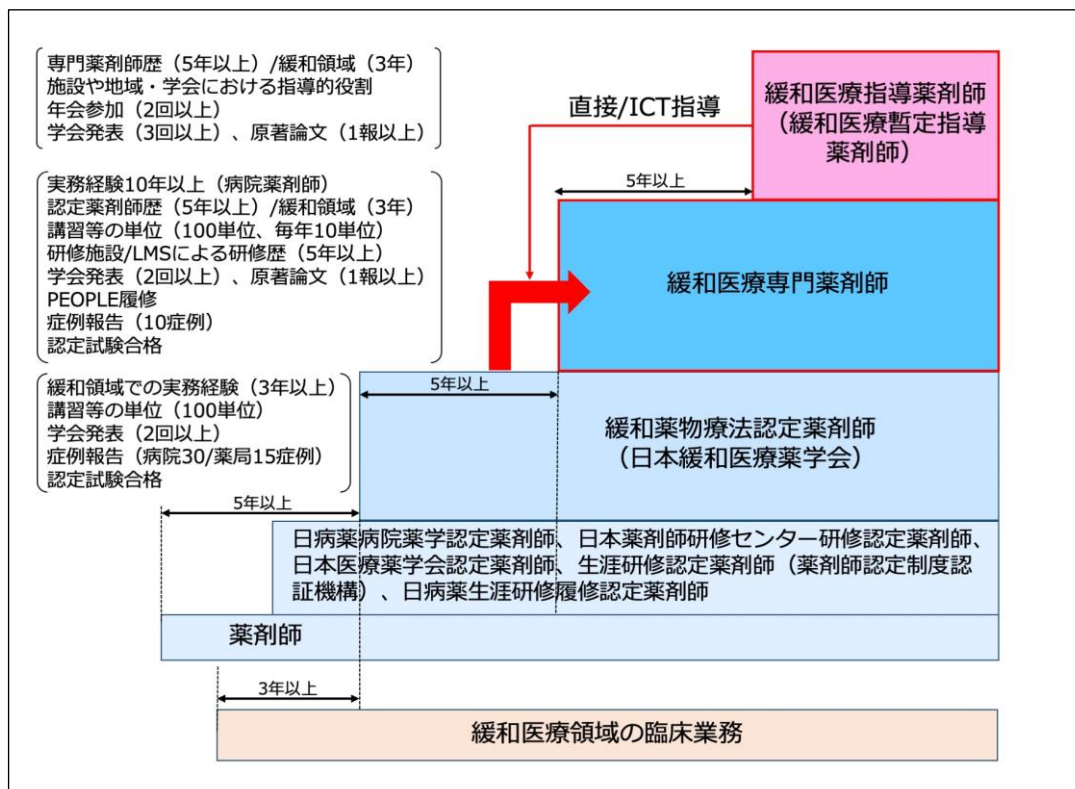


図 1 制度と資格の概略

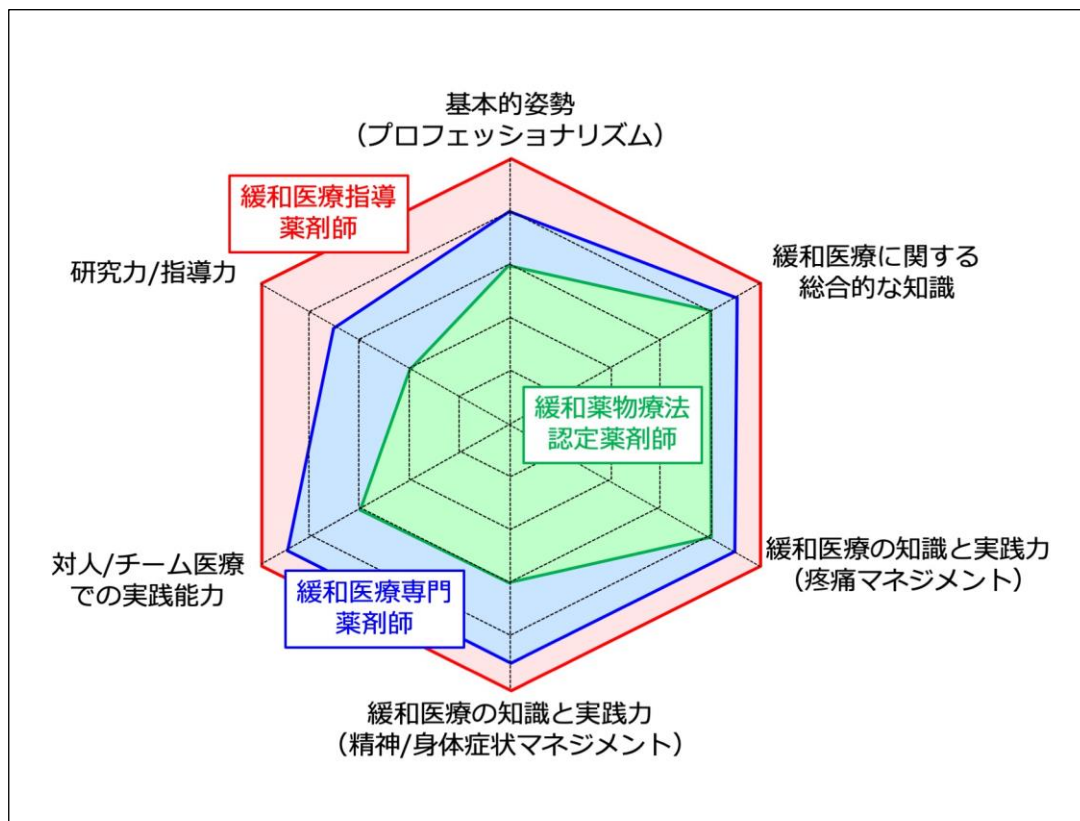


図2 求められる資質

この緩和医療専門薬剤師は、緩和医療に従事する薬剤師の存在を患者ならびに国民、そして他の医療職種に周知することにつながるため、広告可能な専門資格とすることを念頭においております。

そのうえで、今回3月31日までに「緩和医療暫定指導薬剤師」「緩和医療専門薬剤師研修施設」の募集を開始しました。この「緩和医療暫定指導薬剤師」はあくまで今後「緩和医療専門薬剤師」、そして「緩和医療指導薬剤師」を輩出する上での経過措置となりますが、「緩和医療暫定指導薬剤師」がいないと「緩和医療専門薬剤師研修施設」への申請が出来ませんのでご注意ください。

なお、今後の緩和医療専門薬剤師制度のスケジュールですが、2020年度6月までに「緩和医療暫定指導薬剤師」「緩和医療専門薬剤師研修施設」の審査を行い、最終判定する予定ですが、昨今の新型コロナ対策の影響もあり、予定を明確にすることが出来なくなっております。また、今後進めていく「緩和医療専門薬剤師」の募集開始の時期につきましても、詳細が決まり次第、ホームページおよび会員メールにてお知らせ致します。

本会では、緩和医療専門薬剤師の育成過程において、専門薬剤師に必要な質を担保できるよう、LMS (Learning Management System) を用いた教育システムを導入し、また、ICTを活用することで、研修施設のみならず自施設での研修も可能にできるよう計画しております。

以上、緩和医療専門薬剤師制度につきましては、学会事業として確立した制度に向け取り組んでまいりますので、会員の皆さまのご理解ご協力をいただけますようお願い致します。